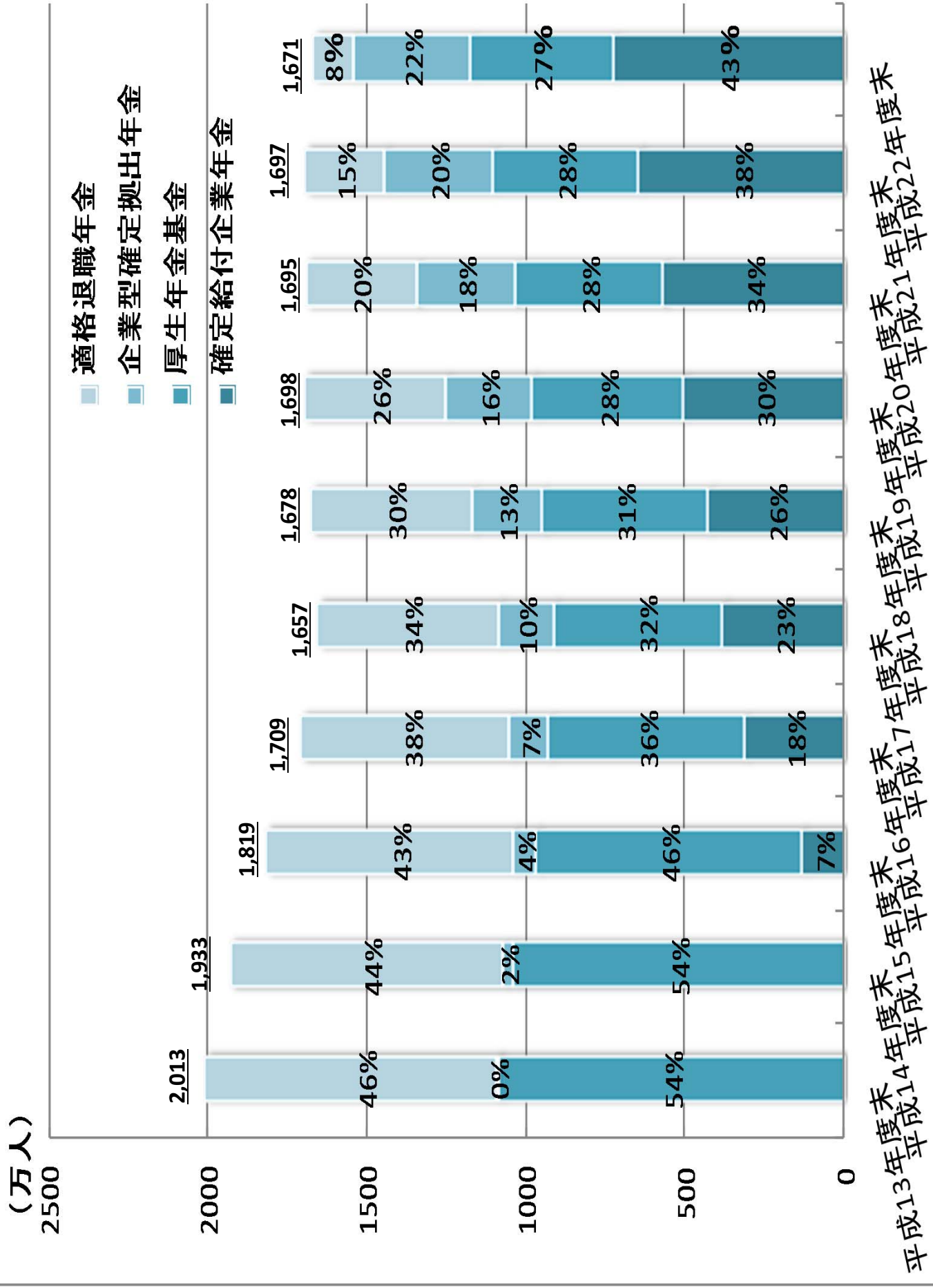


企業年金制度の加入者数の推移

資料6



新たな年金の検討において参考とすべき各種企業年金の基本的特徴

	厚生年金基金 (上乗せ部分)	確定給付 企業年金	確定拠出年金 (企業型)
制度開始	昭和41年	平成14年	平成13年
加入者数	約447万人	約727万人	約371万人
件数	595基金	10,053件	3,705件
資産残高	27兆8,538億円	41兆9,721億円	5兆4,700億円
分類	確定給付型		
支給期間	終身(※)	有期又は終身	基本は有期
本人負担	原則労使折半 (上乗せ部分は労使合意で使用者負担増が可能であり、実際には、使用者の負担割合の方が高いケースが多い。)	原則使用者負担 (本人の同意を得て本人負担も可能だが、使用者負担を超えてはならず、多くは使用者負担。また、本人負担は本人の意思で取り止め可能。)	原則使用者負担 (平成24年1月から本人も拠出可能となったが、使用者負担を超えてはならず、多くは使用者負担。)

(※)厚生年金基金は上乗せ給付の1/2以上を終身支給としなければならない。

(注1)企業年金の数値は、企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」(平成23年12月)による平成22年度の状況。

現行の企業年金等の類型

確定給付型

- 一定の計算式等により給付水準を先に決め、必要な保険料を後から決める方式。
- 積立金は加入者全員で共有しており、加入者間の助け合い（リスクプール）が可能。
- 運用は事業主が行う。

企業年金(事業主負担あり)

従来方式

- 給与の一定割合等で給付を約束

キャッシュ・バラン方式

- 国債利回り等に連動する形で給付を約束

確定拠出型

- 保険料（拠出額）を先に決める方式。
- 給付は、保険料を個人勘定に積み立てた範囲内で行う。
- 従業員が自ら運用（運用指図）を行う。
- 事業主は従業員に継続的に投資教育を行うこととされている（努力義務）。

企業型

- 保険料は事業主負担が基本
- ※ 事業主負担及び上限額の範囲内で、本人負担を任意で拠出可能

個人型

(事業主負担なし)

- 保険料は全額本人負担

キャッシュ・バランス方式の概要

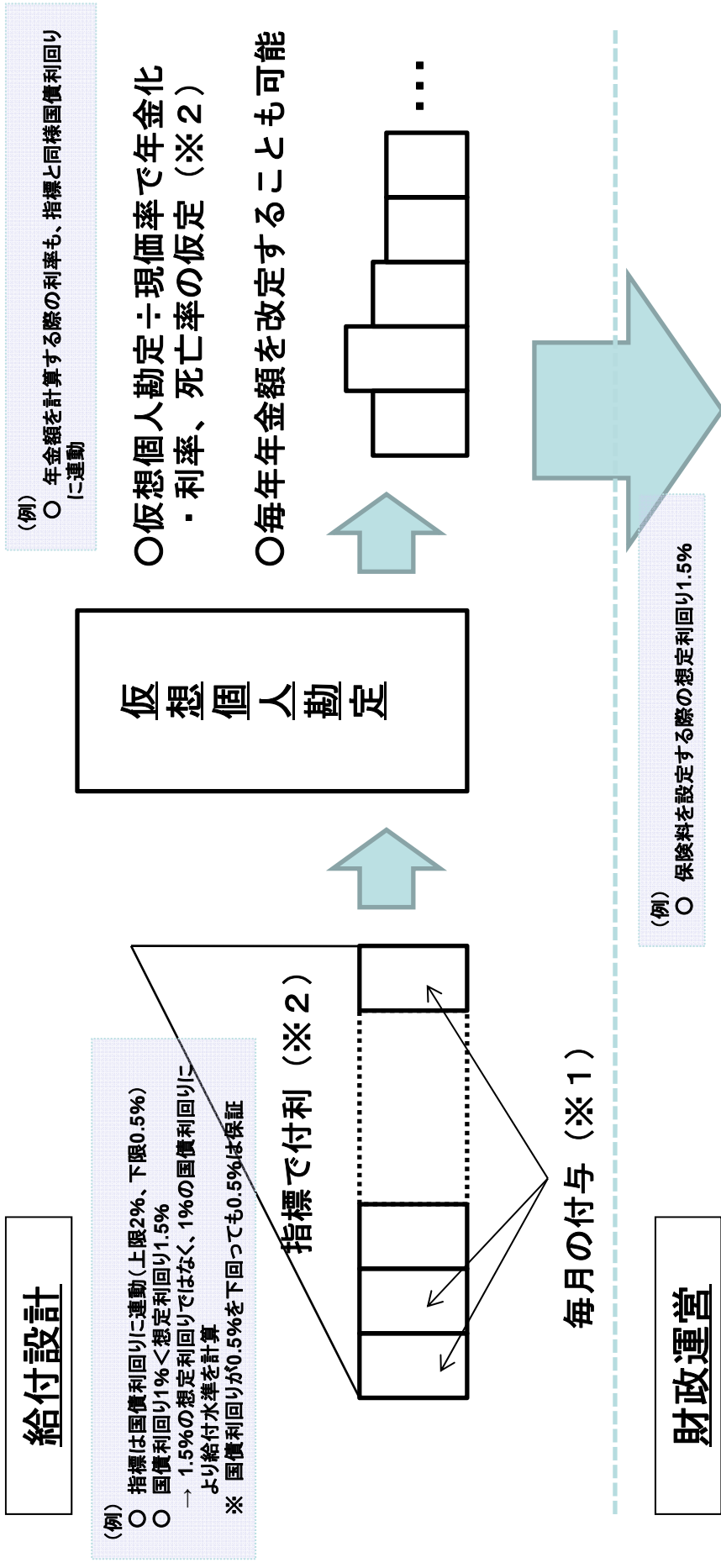
○ キャッシュバランスプランは、給付建ての年金と拠出建ての年金双方の特長を併せ持つ年金制度であり、米国では広く普及している。

○ キャッシュバランスプランは、給付額が「個人ごとにある一定の基準に基づいて割り当てられた額」の累計によって決まる点では従来の「ポイント制」に類似しているが、給付の決定基準には「利息」の要素が加わる。この「利息」は、市場金利等に連動させることができるため、この点で、市場金利に関係なく給付額が決まる従来の給付建ての年金とは異なる。ただし、連動させる「ルール」を規約に定める必要がある。

○ 給付設計は、仮想の個人口座を設定して、例えば、各期の給与に一定割合を乗じた額（拠出クレジット）と、前期末の個人口座の残高に客観的な「指標」に基づく利息（利息クレジット）を付利したものを繰り入れ、支給開始時まで累積した総額を年金原資として年金給付を行う。この拠出クレジットは、一般的には企業又は加入者が負担する掛金額とは異なる。

- ・ 拠出クレジット＝基準給与×一定率（または一定額）
- ・ 利息クレジット＝前期末仮想口座残高×指標利率
- ・ 当期末仮想口座残高＝前期末仮想口座残高＋拠出クレジット＋利息クレジット
- ・ 給付金額（年金原資）＝退職時仮想口座残高×勤続年数別支給率等
- ・ 年金給付額＝年金原資÷規約で定める数値

(参考) キャッシュバランス方式の給付設計と財政運営のイメージ



- 給付に要する費用の予想、運用収入の予想等を踏まえて掛金設定 (※2)
- 少なくとも5年に一度財政再計算を実施
- 決算・財政検証、給付設計見直しの必要性の検討、償却計画の作成 など

※1. 各月の付与は掛金と一致するとは限らない。
 ※2. 指標、年金化の現価率計算の予定率、掛金計算 (財政運営) 上の予定利率などは、一致するとは限らない (合理的であれば異なる設定で良い)。

確定給付型年金の「従来方式」と「キャッシュ・バランス方式」の比較

確定給付型 (従来方式)

- 給与の一定割合等により給付水準を約束。
(給付水準は、運用利回りと関係なし)
- 保険料率は、一定の運用利回りを想定した上で、必要な率を設定。
(例) 想定利回り 1.5%
- 市場環境の悪化等により、運用実績が想定運用利回りを下回った場合には、給付水準が固定されているため、積立不足が生じる。
(例) 運用実績 1% < 想定利回り 1.5%
- 積立不足は、事業主の追加拠出で解消する必要がある。

メリット

給付水準の設定方法が、現行の職域部分と同様であり、予測が容易で、分かりやすい。

デメリット

運用実績が想定利回りを下回れば、積立不足が発生し、事業主の追加拠出（追加の税負担）が必要となる。

確定給付型 (キャッシュ・バランス方式)

- 国債利回り等の客観的指標（上限・下限の設定も可能）に連動させる形で、給付を約束。給付水準は、仮想勘定を設けて個人別に管理。
(例) 国債利回りに連動、上限2%、下限0.5%
- 保険料率は、一定の運用利回りを想定した上で、必要な率を設定。
(例) 想定利回り 1.5%
- 市場環境が悪化した場合には、加入者についても受給者についても国債利回り等に連動して給付水準が変動（減少）する。
(例) 国債利回り1% < 想定利回り1.5%
→ 1.5%の想定利回りではなく、1%の国債利回りにより、給付水準を計算
※ 国債利回りが0.5%を下回っても、0.5%を保障。
- 積立不足発生リスク、すなわち事業主の追加拠出のリスクが小さい。

メリット

給付水準が国債利回り等に連動するため、市場環境が悪化した場合にも積立不足のリスクが小さい。

デメリット

毎年の国債利回り等の変動により、給付水準が変化するため、事前にも予測を立てることが困難。

キャッシュ・バランス方式の採用状況・利率等

表1 企業規模別キャッシュ・バランスプランの採用状況

項目	企業規模	規模計	(単位:%)			
			1,000人以上	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
キャッシュ・バランス・プランを採用している		16.0	34.5	22.0	15.0	8.2
キャッシュ・バランス・プラン類似型を採用している		6.7	18.8	12.3	5.5	2.2
どちらも採用していない		57.8	38.8	52.6	58.8	65.5
不明		19.5	7.9	13.1	20.7	24.0

(注) 1 確定給付企業年金又は厚生年金基金を有する企業13,113社について集計した。
 2 「キャッシュ・バランス・プラン」とは厚生年金基金又は確定給付企業年金の制度をベースとして、市場金利等の動向によって給付額が変動する確定拠出型の特性を持ち、年金積立及び給付の際の利率が変動する制度をいう(以下表25及び表26において同じ。)
 3 「キャッシュ・バランス・プラン類似型」とは、厚生年金基金又は確定給付企業年金の制度をベースとして、市場金利等の動向によって給付額が変動する確定拠出型の特性を持ち、年金積立の際の利率は変動せず、年金給付の際の利率のみが変動するものをいう(以下表25及び表26において同じ。)

表2 キャッシュ・バランスプランの利率設定の状況

	キャッシュ・バランス・プラン		受給期間中の利率	(単位:%)
	加入期間中の利率	受給期間中の利率		
国債を基準としている	87.6 (100.0)	76.1 (100.0)	83.8 (100.0)	
5年国債	(0.4)	(0.7)	(0.0)	
10年国債	(79.4)	(74.7)	(83.2)	
20年国債	(15.4)	(18.4)	(16.8)	
その他国債	(0.2)	(0.0)	(0.0)	
不明	(4.6)	(6.3)	(0.0)	
その他	8.9	14.3	12.0	
不明	3.5	9.6	4.2	

(注) 1 キャッシュ・バランス・プランを採用している企業2,102社及びキャッシュ・バランス・プラン類似型を採用している企業877社について集計した。

2 () 内は国債を基準としている企業を100とした場合の割合を示す。

表3 キャッシュ・バランスプランの利率設定の基準を国債としている場合の種類の平均利回り算定の状況

	キャッシュ・バランス・プラン										受給期間中の利率	(単位:%)	
	加入期間中の利率					受給期間中の利率							
	計	1年 平均	3年 平均	5年 平均	6年以 上平均	計	1年 平均	3年 平均	5年 平均	6年以 上平均			
5年国債	100.0	36.0	-	-	64.0	-	26.5	-	73.5	-	-	-	-
10年国債	100.0	9.5	6.9	78.5	1.6	3.6	100.0	10.1	8.2	77.2	1.1	3.4	100.0
20年国債	100.0	15.4	1.8	80.8	2.0	-	100.0	14.8	1.8	70.5	12.9	-	100.0
その他国債	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計													
不明													

(注) キャッシュ・バランス・プランを採用している企業2,102社及びキャッシュ・バランス・プラン類似型を採用している企業877社のうち、国債を基準に利率を設定しており、かつ国債の種類について回答のあった企業を集計した。

(出典:人事院調査)

公務の特殊性との関係等の検討

	給付設計 (再掲)	支給 期間	相互扶助 (リスク・プール)	公務の特殊性 との関係
確定給付型 (従来方式)	あらかじめ決められた計算式等により給付	終身 又は 有期	加入者同士の相互救済の観点から、終身給付が必要な公務上障害・遺族年金を保険料財源で行うことが可能(現行は全額公費で負担) また、保険原理により長寿リスクを分散	反社会的な行為があった場合の支給停止措置(資料3参照)を盛り込むことにより、退職後の服務規律維持(例:守秘義務は終身)に資する(注1)
確定給付型 (キャッシュ・バランス方式)	仮想個人勘定(付与額+利子)をベースに給付 → 市場金利に連動			
確定拠出型	個人勘定(掛金+利子)の範囲内で給付	多くは 有期		

注1) 現行の職域部分は、禁錮以上の刑又は懲戒処分を受けた際、事業主負担に相当する部分の全部又は一部が支給停止される。